

■入院期間が180日を超える場合の費用徴収について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えると、患者さまの状態によっては健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日から入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者さまの負担となります。

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)

1日につき 2,783円(税込)

※ 以下の状態にある患者さんは選定療養の対象とはなりません。

- 厚生労働大臣が定める難病に指定されている方
- 重傷者病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- など



公益社団法人 日本海員救済会
大阪救済会病院